

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求控訴事件

国側当事者・国

平成21年10月22日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年5月26日判決、本資料259号-93・順号11206)

判 決

| | |
|-----------|-------|
| 控 訴 人 | 有限会社A |
| 同代表者代表取締役 | 甲 |
| 同訴訟代理人弁護士 | 澤田 和也 |
| 同 | 大坪 和敏 |
| 同 | 秋山 里絵 |
| 同 | 萩原 浩二 |
| 同 | 長森 亨 |
| 同 | 横路 俊一 |
| 同 | 森田 岳史 |
| 被控訴人 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 千葉 景子 |
| 同指定代理人 | 折原 崇文 |
| 同 | 殖栗 健一 |
| 同 | 片桐 克典 |
| 同 | 葛葉 兼一 |
| 同 | 田中 正美 |
| 同 | 森本 利佳 |

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、750万円及びこれに対する平成20年9月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え(当審において請求を減縮)。

2 被控訴人

- (1) 主文同旨
- (2) 仮に仮執行宣言を付する場合は、

ア 担保を条件とする仮執行免脱宣言

イ その執行開始時期を判決書の正本が被控訴人に送達された後14日を経過した時とすること

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、被控訴人（処分行政庁・麻布税務署長）が株式会社B（B）に対し、石油製品等の販売代行契約に基づいて同社から控訴人に支払われていた報酬が交際費に当たるとして課税処分をしたことにより、控訴人と同社との間の販売代行契約の更新がされず、同契約に基づく報酬相当額の損害を受けたとして、控訴人が被控訴人に対し、国家賠償法1条に基づき、損害賠償を求めた事案である（附帯請求は、訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めたものである。）。

原判決は、控訴人の請求を棄却したため、控訴人が原判決を不服として控訴した。

なお、控訴人は原審では損害賠償の元本を3000万円としていたが、当審において750万円を超える部分の請求を放棄し、同元本を750万円に減縮した。

2 当事者双方の主張は、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2（原判決2頁11行目から5頁22行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決4頁24行目の「3000万円」を「750万円」と改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないので棄却すべきものと判断する。その理由は、原判決6頁21行目の「他に」の前に以下のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1及び2（原判決5頁24行目から6頁22行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

「控訴人は、本件課税処分を契機として、Bから契約の更新を受けられなくなった旨を主張するが、Bから更新を受け得る権利ないし利益は控訴人とBとの契約関係に基づいて発生するものであり、その権利ないし利益は、Bに対する債権的な権利ないし利益にすぎないというべきところ、本件各販売代行契約を更新するか否かはBの意思にかかっており、麻布税務署長が、Bに対する課税処分によって、控訴人のBに対する何らかの債権を侵害しようとする故意があったとする証拠は何ら存在しない。したがって、この観点からしても、控訴人主張の債権侵害を理由とする被控訴人に対する損害賠償請求権が成立する余地はない。」

2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官 青柳 馨

裁判官 小林 敬子

裁判官 大野 和明